

- （平成28年3月18日 厚生労働省 事務連絡）

規制改革の内容

特例措置前

ユニット型指定介護老人福祉施設における「共同生活室」は、良好な生活環境の確保のため、小グループ（ユニット）ごとの設置が必要

特例措置

介護ロボットを導入してユニットケアの実証実験を行う場合、隣接する2つのユニットで1つの共同生活室を一体的に利用することが可能に

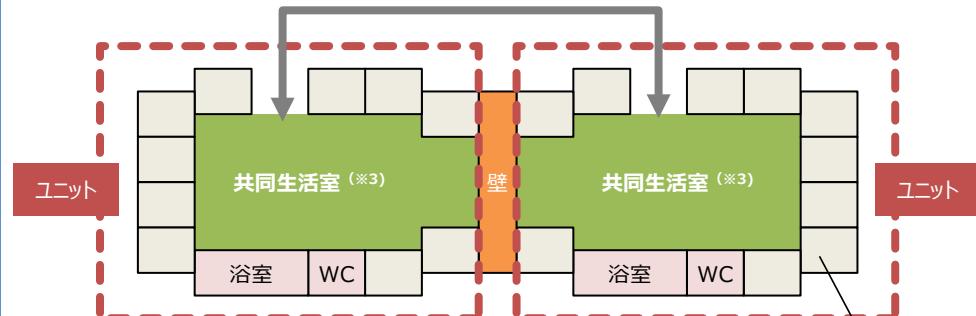
効果

- 介護職員の補助・代替機能を有するロボット技術の開発等の促進
- 介護職員の負担軽減等に寄与

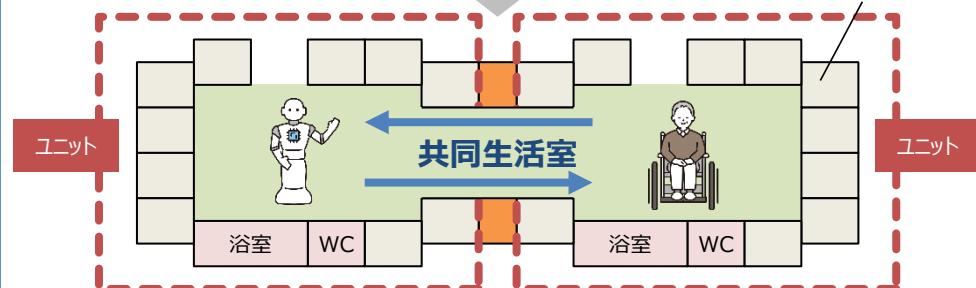
規制改革の概要

1ユニット※1

ごとに「共同生活室」を設置



各居住者の居室（※2）



※1 1ユニットは、定員を原則として概ね10人以下とし、15名を超えないもの

※2 居室の広さは1人当たり10.65m²以上

※3 共同生活室の広さは2m²×入居定員数以上

隣接する2つのユニットを一単位とした
「共同生活室」の一体的な利用